

コンクリート構造物に使用する  
普通ポルトランドセメントについて

国官技第 221 号  
平成 14 年 12 月 3 日  
大臣官房技術審議官

## コンクリート構造物に使用する普通ポルトランドセメントについて

「コンクリート構造物に使用する普通ポルトランドセメントについて（建設省技調発第45号 平成2年2月20日付け 建設大臣官房技術審議官通達）」における別紙「普通ポルトランドセメント規格」の表中の「塩素」に係る規定を、以下のとおり変更する。なお、表中の他の値については、JISR5210によるものとする。

	品質	規定
旧	塩素 %	0.02以下
新	塩化物イオン %	0.035以下

### 附則

この通知による規格等は、平成15年1月1日以降の発注工事に適用するものとする。